(目的)

第1条 この要領は、阿久比町広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、阿久比町立図書館(以下「図書館」という。)が購入する雑誌を広告掲載の媒体として活用することにより、自主財源の確保及び図書館資料並びに図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において広告とは、文字又は画像で表示された情報で、広告 を掲載する者(以下「広告主」という。)が、広告掲載料を支払い、図書館 利用者閲覧用雑誌の最新号のカバーに掲載するものをいう。

(対象者)

- 第3条 広告主は、事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体とする。
- 2 要綱第3条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、広告主としない。 掲載期間中において、これに該当するに至った場合も同様とする。 (広告の内容)
- 第4条 広告の内容は、要綱第3条第1項第1号に該当するものとする。
- 2 要綱第3条第3項に該当する場合は、広告掲載の対象としない。 (広告の規格)
- 第5条 広告は、雑誌の最新号のカバーに掲載する。雑誌カバーの表面については、広告主名を表示し、表示の大きさは縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色とする。
- 2 雑誌カバーの裏面の広告は、雑誌カバーの上下半分までのサイズに収まる ものとし、広告主が作成した片面印刷のものを使用する。

(雑誌の選定)

- 第6条 広告主は、図書館が提供する雑誌リストから希望する雑誌を選定する。
- 2 同一の雑誌に複数の希望があった場合は、2者までとし、先着順で決定する。

(広告掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として掲載の決定があった日の翌月1日から 当該年度の3月31日までとする。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集は、町ホームページ及び町広報で随時行うものとする。 ただし、次年度の募集は3月1日から行うものとする。

(申請)

- 第9条 広告の掲載を希望する者は、阿久比町立図書館雑誌カバー広告申請書 (様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。
- 2 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
 - (1) 広告の実物案
 - (2) 事務所又は事業所の概要
 - (3) その他教育委員会が必要とするもの

(審査及び決定)

- 第10条 教育委員会は、前条の申請があったときは、申請順に第3条及び第 4条の規定に基づきその内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、阿久比町 立図書館雑誌カバー広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により申請 者に通知するものとする。

(広告掲載料)

- 第11条 広告掲載料は、広告を掲載する雑誌の価格等を基に教育委員会が別に定めるものとする。
- 2 広告主は、教育委員会が指定する期日までに、広告掲載料を一括して阿久 比町に納付しなければならない。
- 3 広告掲載料の納付後に、広告を掲載する雑誌の価格等の変動が生じた場合 であっても、広告掲載料の追加徴収、返金は行わないものとする。
- 4 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったときは、この限りでない。

(広告の変更)

第12条 広告主は、広告掲載期間中に、雑誌カバーの裏面に掲載する広告の

変更を行うことができる。

- 2 広告の変更を希望するときは、変更を希望する日の1か月前までに阿久比 町立図書館雑誌カバー広告変更申請書(様式第3号)により広告案を教育委 員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、阿久 比町立図書館雑誌カバー広告変更決定通知書(様式第4号)により広告主に 通知するものとする。

(雑誌が休廃刊した場合の措置)

第13条 広告主が広告を掲載する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、広告の掲載を中止する。ただし、教育委員会と協議の上、広告掲載料が同等の別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の責務)

第14条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消)

- 第15条 教育委員会は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広 告の掲載を取り消しすることができる。
 - (1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき
 - (2) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるよう な行為を行ったとき
 - (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
 - (4) 広告主の申込みにあたって、虚偽の内容があったとき
 - (5) その他、広告掲載が適切でないと判断したとき
- 2 教育委員会の都合により広告の掲載を継続することができなくなったとき は、広告の掲載を取り消しすることができる。
- 3 前2項の理由により広告掲載を取り消した場合は、阿久比町立図書館雑誌 カバー広告掲載決定取消通知書(様式第5号)により広告主に通知するもの とする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育委員会が定

める。

附則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。